

令和6年10月吉日

介護保険施設・事業所等開設者 各位

一般社団法人富山県介護福祉士会
会長 舟田 伸司

令和6年度介護プロフェッショナルキャリア段位制度にかかる
評価者（アセッサー）講習受講料の助成について

標記の件につきまして、下記のとおり実施しますのでご案内します。
つきましては、助成を希望される場合は、下記に従い必要な手続きをお願いいたします。

記

1 概要

令和6年度アセッサー講習を修了し、内部評価を行う者が所属する法人又は修了者本人を対象にアセッサー講習受講料の一部を助成するもの。

2 助成対象者の要件

次の(1)から(2)の要件をすべて満たす者

- (1) 令和6年度アセッサー講習を受講し、修了証の交付を受けた者。（ただし、富山県内の介護事業所に常勤で勤務する者に限る。）
- (2) アセッサー講習受講料助成金（以下「受講料助成金」という）申請受付期限までに、富山県内の事業所において1名以上の被評価者について、実施機関への評価開始の届出を行った者。

3 受講料助成金の額及び助成対象者数

- (1) 受講料助成金は、上記2をすべて満たす者1人につき、1万5千円とする。
- (2) 受講料助成金の対象者数は50人以内とする。

※助成対象者数が累計で50人を超えた申請があったときは、申請法人数、法人あたりの修了者数、事業所数などを勘案し、各申請法人の助成対象者数を決定するものとする。

4 受講料助成金の申請手続き

- (1) 申請にあたっては、別紙様式第1号による申請書を富山県介護福祉士会に提出する。
- (2) 申請にかかる関係書類として、上記2(1)の修了証の写し、(2)の評価開始の届出を実施したことを証明する資料を添付する。（別添1参照）
- (3) 受講料助成金交付請求書（別紙）に記入して提出する。

5 助成申請期限等について

- (1) 受付期限 令和7年2月28日（金）（消印有効）
- (2) 申請書の提出先及び問合せ先

〒939-8084 富山市西中野町1丁目1-18 オフィス西中野ビル1階102号

一般社団法人富山県介護福祉士会 Tel 076(422)2442 fax 076(422)0440

電子メール：toyama-kaigo@topaz.ocn.ne.jp

6 助成決定

上記4の申請書を受理し、内容を審査し適当と認めた場合に、申請者に対して助成決定を通知する。